

契約者 _____ 様

指定訪問看護 重要事項説明書

アズワン訪問看護ステーション

指定訪問看護重要事項説明書

利用者（または家族）が、ご利用しようと考えておられる訪問看護事業について、ご契約をする前に、特にお知りいただきたい内容をご説明いたします。

分からないことがありましたら、遠慮なくご質問下さい。

1 訪問看護を担当する事業者及び事業所について

① 事業者

名称	株式会社 アズワン
所在地	大阪府堺市北区金岡町 1 4 2 3 - 5 6
電話番号	0 7 2 - 2 5 2 - 8 2 7 9
F A X 番号	0 7 2 - 2 5 2 - 8 2 7 9
代表取締役	佐古 守

② 事業所

名称	アズワン訪問看護ステーション
事業所番号	2 7 6 0 3 9 0 1 5 9
所在地	寝屋川市香里本通町 1 1 - 1 8 ヨシデンビル 3 階
電話番号	0 7 2 - 8 3 4 - 0 2 0 5
F A X 番号	0 7 2 - 8 3 4 - 0 2 0 6
携帯番号	① 0 8 0 - 6 1 6 7 - 5 4 7 9

2 事業の目的

株式会社 アズワンが設置するアズワン訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護事業（以下「事業」という。）適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場にたった適切な指定訪問看護の提供を確保することをすることを目的とする。

3 運営の方針

- ① 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- ② 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は、要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- ④ 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅支援事業者、保健医療サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- ⑤ 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又は、その家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- ⑥ 前⑤項の他、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営のに関する基準」(平成11年厚生省令第37号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
- ⑦ 当事業所は第三者機関の評価実施はありません。

4 事業所の営業日及び営業時間

- ① 営業日 月曜日から金曜日

但し、祝日 8月13日～16日 , 12月30日～1月3日は休日とする。

- ② 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- ③ サービス提供日 月曜日から金曜日とする。
- ④ サービス通常提供時間 午前9時から午後5時までとする。
- ⑤ 通常の事業地域 寝屋川市・枚方市

5 24時間対応体制・緊急時訪問看護 営業日・時間

営業日・営業時間	年中無休(24時間連絡受付)
----------	----------------

※緊急連絡先電話 (別紙をご覧ください)

6 訪問看護事業の内容について

事業所で行う指定訪問看護は、利用者の心身の機能回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- ① 訪問看護計画書の作成及び利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載
- ② 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護の提供
- ③ 訪問看護報告書の作成

7 事業所の職員体制

看護師：常勤5名（内 管理者1名）、非常勤2名

理学療法士：非常勤2名 事務職員：1名

8 訪問看護事業の利用料について

① 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表（※参考介護保険負担割合1割額）の金額が利用者の負担金額となります。

② 利用者が事業者を支払う所定の利用料等について（重要事項にも記載）

《看護料金表》 但し、医療保険、公費医療保険等はこの通りではありません。

所要時間	20分未満	30分未満	30分以上60分未満	60分以上90分未満
基本料金	340円	511円	893円	1,223円

※夜間（18時～22時）、早朝（6時～20時）はそれぞれ25%増し、

深夜（22時～6時）はそれぞれ50%増しの料金となります。

《リハビリ訪問料金表》 但し、医療保険、公費医療保険等はこの通りではありません。

所要時間	20分未満	20分以上40分未満
基本料金	319円	638円

※理学療法士等による訪問看護は利用者の状態により看護師が訪問することがあります。

《その他の加算》

緊急時訪問看護加算 （お客様の同意のもとに行う24時間連絡体制） ※計画外の緊急訪問時には別途利用料が必要となります。	651円（月1回）		
特別な管理を必要とする利用者（厚生大臣が定める状態にある方）に対してサービス実施にあたり計画的管理を行う場合	月1回	I	II
		542円	271円
看護体制強化加算（月1回）	217円（月1回）		
初回加算（初回・2か月休止後等）	I		II
	380円		326円
以前からサービスを行っている利用者のご自宅で亡くなられる14日以内にターミナルケアを行った場合	2,710円		

※オプション設定・・・保険給付の範囲を超えた利用、又は保険で認められていない

居宅外の訪問も医療、介護保険相当額で、全額利用者負担となりますのでご相談下さい。

その他一覧表ご参考下さい。

《交通費》

利用者のお宅が寝屋川市・枚方市以外の場合、交通費を実費請求いたします。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とします。

事業所から片道５キロ未満	２００円
事業所から片道５キロ～１０キロ未満	５００円
事業所から片道１０キロ以上の場合２キロ毎に１００円加算	

９ サービス利用料等の請求と支払いについて

① 利用料の請求

利用料等は、受けられたサービスごとに計算致します。

請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月２０日までに発行します。

② 利用料等の支払い

請求書をご確認の上、お支払いください。

※なお、お支払いされました場合領収書を受領され、必ず保管してください。

※利用料が支払い期日から２ヶ月以上延滞し、さらに催促から１４日以内にお支払いがない場合は、契約解約の上で、未払い分をお支払いいただくことになります。ご注意ください。

１０ 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

１１ 身体拘束の適正化

- ① 従業者は利用者または利用者家族等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- ② 従業者は身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに禁句やむを得ない理由を記録します。

1 2 業務継続計画の策定等

- ① 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」とする）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ② 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務計画の変更を行います。

1 3 緊急時における対応方法

- ① 指定訪問看護の提供を行っているときに病状の急変、その他緊急事態時、必要に応じて臨機応変に手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じ管理者に報告いたします。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものといたします。
- ② 緊急連絡先

主治医	医療機関			
	主治医			
	電話番号			
ご家族	連絡先	1	氏名	続柄 ()
			住所	
			電話	
		2	氏名	続柄 ()
			住所	
			電話	

1 4 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対して応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、その責任の範囲において速やかに損害賠償いたします。

1 5 訪問看護業務に関する相談、苦情について

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します）

利用者担当窓口は○印のところです。

○	【 事業所の窓口 】 アズワン 訪問看護ステーション	所在地 寝屋川市香里本通町 11-18 ヨシデンビル3階 電話番号 072-834-0205 ファックス番号 072-834-0206 受付時間 午前9時00分～午後5時
	【 寝屋川市の窓口 】 高齢介護室	所在地 寝屋川市池田西町 28番22号 電話番号 072-838-0518 受付時間 午前9時～午後5時30分
	【 枚方市の窓口 】 高齢社会室	所在地 枚方市大垣内町 2-1-20 電話番号 072-841-1221 受付時間 午前9時～午後5時
	【交野市の窓口】 高齢介護課	所在地 交野市天野が原 5-51 ゆうゆうセンター（交野市保健福祉総合センター2階） 電話番号 072-893-6400（代） 受付時間 午前9時～午後5時30分
○	【公的団体の窓口】 大阪府 国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常磐町 1丁目3番8号 電話番号 06-6949-5418 受付時間 午前9時～午後5時

16 秘密の保持と個人情報の保護（同意など）について

- ① 従業者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持いたします。
- ② 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持いたします。
- ③ 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

17 重要事項説明の年月日

説明年月日 令和 年 月 日

事業者 所在地 大阪府堺市北区金岡町1423-56
名称 株式会社 アズワン
代表取締役 佐古 守

事業所 所在地 寝屋川市香里本通町11-18ヨシデンビル3階
事業所名 アズワン訪問看護ステーション
説明者名

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	氏名	
	住所	
代理人	氏名	続柄（ ）
	住所	